

平成17年度資金管理業務に関する事業報告書(案)
(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成17年度事業として実施した主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の収受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度本格施行時の既販車のうち、継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査を受けるものについては最初の継続検査、中古新規登録・検査又は構造等変更検査時まで、継続検査等を受けずに使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の収受を行った。

なお平成17年度は、新車登録・検査時預託約588万台分(約644億円)、継続検査時等預託約3,105万台分(約2,909億円)、引取時預託約258万台分(約201億円)が預託された。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用した。

なお平成17年度の新規運用額は、約3,621億円であった。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)、及び情報管理センター((財)自動車リサイクル促進センター情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。

なお平成17年度は、シュレッダーダスト約261万台分(約153億円)、フロン類約201万台分(約42億円)、エアバッグ類約43万台分(約8億円)、情報管理料金約288万台分(約4億円)であった。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金が預託済みの自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を受けリサイクル料金を返還した。

なお平成17年度は、約25千台(約244百万円)であった。

5. 特定再資源化預託金等の確定と出えん

特定再資源化預託金等が一定程度発生した場合には、経済産業・環境大臣の承認を受けて、指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター再資源化支援部)による離島対策等支援事業に活用できることとなっており、平成17年度は約414百万円を出えんした。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、概ね安定した運営・管理を行った。

7. 理解普及活動の実施

自動車所有者・ユーザー、関係事業者に対して、法及び自動車リサイクルシステムの仕組みを十分に理解していただくため、行政機関や(社)日本自動車工業会等をはじめとする各種団体と連携をとり、マスメディア等も活用して積極的な理解普及活動を行った。

以上